

「平成22年国勢調査」の説明

1. 調査の時期

平成22年10月1日午前零時現在

2. 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

3. 調査の対象

平成22年国勢調査は、調査時において、出雲市内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

なお、本報告書の作製にあたっては、平成23年10月の合併後の市域（出雲市及び斐川町）での数値に再計算している。

4. 調査事項

（世帯員に関する事項）

「氏名」「男女の別」「出生の年月」「世帯主との続柄」「配偶の関係」「国籍」「現住居での居住期間」「5年前の住居の所在地」「教育」「就業状態」「所属の事業所の名称及び事業の種類」「仕事の種類」「従業上の地位」「従業地又は通学地」「利用交通手段」

（世帯に関する事項）

「世帯の種類」「世帯員の数」「住居の種類」「住宅の床面積」「住宅の建て方」

5. 調査の方法

出雲市を1067（出雲923、斐川144）調査区に区分し、各調査区に総務大臣から任命された調査員を配置し、又、調査員の指導と調査票の審査などのため指導員103（出雲89、斐川14）人を配置した。調査員は、担当調査区の各世帯を訪問し、調査票を配布及び収集した。

なお、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

6. 集計方法と公表

データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。

結果の公表は、インターネットを利用する方法等により行う。

7. 参考資料

「平成22年国勢調査報告—総務省統計局発行—」

総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>